

嘉麻市嘉穂地区小学校統合施設整備について
(答申)

平成20年6月

嘉麻市嘉穂地区小学校統合施設整備審議会

平成20年6月9日

嘉麻市教育委員会 殿

嘉麻市嘉穂地区小学校統合施設整備審議会

会 長 伊 藤 幸 雄

嘉麻市嘉穂地区小学校統合施設整備について

嘉麻市嘉穂地区小学校統合施設整備審議会は、平成19年10月26日に嘉麻市教育委員会から「嘉麻市嘉穂地区小学校統合施設整備について」の諮問を受け、鋭意審議を行い、今回別添のとおりとりまとめましたので答申します。

目 次

○ はじめに	1
○ 審議結果	
1. 小学校統合の方法について	2
(1) 審議の主な内容	
(2) 審議結果	
(3) 付帯意見	
2. 小学校の候補地の選定について	6
(1) 審議の主な内容	
(2) 審議結果	
(3) 付帯意見	
3. 統合後の通学対策等について	9
(1) 審議の主な内容	
(2) 審議結果	
(3) 付帯意見	
4. 答申にあたってのその他重要事項	11
(1) 少人数学級の導入について	
(2) 学童保育所、放課後子どもプランについて	
(3) 跡地活用と地域活性化方策について	
(4) 生涯学習拠点となる施設整備について	
○ おわりに	12
○ 資料	
・ 旧嘉穂町答申書	14
・ 諮問文	15
・ 嘉穂地区6小学校の現状	16
・ 審議会条例	18
・ 審議会条例施行規則	19
・ 審議会委員名簿	20
・ 審議会開催経過	21

○ はじめに

嘉麻市嘉穂地区小学校統合施設整備審議会（以下「審議会」という。）は、平成19年10月26日に嘉麻市教育委員会から、次の事項について諮問を受けた。

◎嘉麻市嘉穂地区小学校統合施設整備について

- 1 小学校統合の方法について
- 2 小学校の候補地の選定について
- 3 統合後の通学対策等について

本審議会は、特徴として審議委員を住民代表（区長代表）者及びPTA代表者で組織し、さらに専門委員として学識経験者（大学教授）、PTA母親委員代表者及び学校関係者にて構成することにより、審議の中に広く住民の意見を反映するとともに専門的事項も協議できるものとなっている。

審議会では、上記の諮問事項が重要な問題であることを認識し、嘉穂地区小学校の現状、旧嘉穂町の嘉穂町文教施設総合計画審議会答申、児童数及び学級数の推移、嘉穂地区小学校統合に関するアンケート結果、地区懇談会の意見のまとめ資料等を参考にしながら調査検討を行ってきた。

審議の進め方としては、諮問事項のうち小学校統合の方法について議論を先行させ、次に統合後の通学対策や小学校の候補地の選定に関する事項へ議論の重点を移すこととした。

本書は、教育的な視点で子どものためには何が一番望ましいかということに主眼を置き審議会で議論した結果をまとめたものであり、広く嘉麻市民の理解を得て、教育環境の整備及び学校教育の充実にいかされることを期待する。

○ 審議結果

1. 小学校統合の方法について

(1) 審議の主な内容

① 統合の必要性について

統合の必要性を検討する場合、小規模校（複式学級）が子どもたちにとって解消すべき教育環境であるのかについて検証した。

嘉穂地区の小学校児童数については、およそ40年前の昭和43年度と比較して1,334人から442人（892人減、66.9%減）と大きく減少しているが、小学校の数は減少していない。

結果として、かつて1校あたり児童数の単純平均約223人が、平成19年度では約74人、平成25年度では約61人と小学校が小規模化している。



泉河内小5, 6年生の複式学級
(第6回審議会視察)

嘉穂地区小学校の児童数と標準学級数（平成19年度と平成25年度見込み）

	S43 児童数 (学級数)	H19 児童数 (学級数)	H25 児童数 (学級数)	H25 複式学 級の有無
大隈小	488 人(16)	174 人(6)	106 人(6)	無し
牛隈小	128 人(4)	87 人(6)	103 人(6)	無し
宮野小	174 人(8)	50 人(5)	37 人(3)	有り
足白小	142 人(6)	53 人(5)	31 人(4)	有り
千手小	284 人(9)	60 人(5)	76 人(6)	無し
泉河内小	118 人(6)	18 人(3)	11 人(3)	有り
計	1,334 人(49)	442 人(30)	364 人(28)	
適正規模	12学級～18学級(480人～720人)			

*適正規模：法律等に規定される適正規模、*H25：住基データによる見込み数

*S43：教育便覧、宮野小には桑野分校、泉河内小には栗野分校データ含む

一般的にメリット、デメリットを整理すると次のとおりである。しかし、学門的研究によって実証されているわけではなく、経験的分析の域を出ないものである。

(注) 下記表中「小規模校」の定義は次のとおりである。

・小規模校：複式学級、単式学級のみで編成されている現状の嘉穂地区の各小学校規模校を想定（一般的に小規模校のメリットは大規模校のデメリットに、小規模校のデメリットは大規模校のメリットといわれている。）

ア. 教育活動面

小規模校のメリット	小規模校のデメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・個に応じた配慮ができる。 ・教材教具が活用しやすい。 ・施設・設備の使用に余裕がある。 ・指導が徹底しやすい。 ・学校行事等での活動の場が増える。 ・地域が教育に密接に関係し良い影響を与える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学び合いの場が持ちにくい。 ・学校図書、教材教具等の種類が少ない。 ・クラス替えができない。 ・クラブ等の数が限定される。 ・学校行事等での役割が固定化する。 ・体育、音楽など少人数ではなりたたない学習がある。

イ. 生活面

小規模校のメリット	小規模校のデメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども相互の信頼関係や相互理解が強くなる。 ・子ども一人ひとりを把握しやすい。 ・教職員と保護者との人間関係が密接になる。 ・1人ひとり、活躍する場がある。 ・異年齢との交流（たてわり活動等）の機会が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交友関係が固定化しやすい。 ・活気が乏しくなりやすい。 ・切磋琢磨する機会が少なくなる。 ・良い意味での競争心が育ちにくくなる。 ・児童に問題解決能力を育てにくい。 ・人間関係が壊れると、修復が難しい。

ウ. 教員の組織・学校経営面

小規模校のメリット	小規模校のデメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員間の相互の連携が密になる。 ・ 意思疎通が図りやすい。 ・ 業務と責任が明確になる。 ・ 指導方針などがまとまりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科数を満たす教員数の確保が難しい。 ・ 校務分掌が多く業務処理に追われる。 ・ 新任・若手教員の育成が難しい。 ・ 教員の創意工夫に限りがある。

小規模校においてはきめ細かい指導ができるなどの利点もあるが、学習集団または生活集団としては一定の規模をもつことは重要なことであり、学校が過度に小規模化すると、様々な教育上の支障が生じる恐れがあることも一般的にいわれている。

1学級の適正人数は一概に何人とは言えないが、ある程度の集団による学習や活動が展開できる学級規模が望ましく、小規模化している嘉穂地区各小学校の現状及び児童数推定によると今後さらに複式学級が増えることをはじめ小学校の小規模化が進行していくことが見込まれており、嘉穂地区の小学校は統合することが望ましいと判断する。

② 統合の組み合わせについて

平成17年5月25日に嘉穂町文教施設総合計画審議会から答申された内容では、嘉穂地区6小学校を1校に統合することを基本方針とされていたが、嘉麻市嘉穂地区小学校統合施設整備審議会では、次の理由により統合小学校と牛隈小学校の2校制とすることとする。

牛隈小学校は、

- ・ 住宅整備等の影響もあり将来的に一定の児童数が見込まれる
- ・ 現状では複式学級にならない
- ・ 稲築地区や碓井地区と隣接しており今後の嘉麻市全体の校区再編で考えるべきである

また、統合小学校と牛隈小の2校制以外の統合の組み合わせについて審議した。

ここでは、千手小と泉河内小の統合などの異なる統合の組み合わせでは通学対策が必要になるにも関わらず複式学級が解消されないことや校舎も老朽化しており中途半端となることなどが指摘された。

③ 分校制について

低学年期は複式学級でも地域の中で少人数教育によりきたえられた方がよく、高学年期では多人数でもまれた方がよいという意見から分校制を導入できないかという意見があったが、桑野分校が開校しているとき保護者は大隈の幼稚園等に連れて行き、小学校は数名の分校に通わせたくないということから結局休校となったこと、スクールバスで対応するなら低学年期でも問題ないが、低学年期と高学年期の子どもをもつ保護者は分校だと2倍心配することになることなどが指摘された。

(2) 審議結果

以上の審議経過を経て、本審議会では諮問事項「小学校統合の方法について」に関して、次のとおり答申する。

○ 嘉穂地区小学校は、統合小学校（大隈小学校、宮野小学校、足白小学校、千手小学校及び泉河内小学校の5小学校）と牛隈小学校の2校制とする。

(3) 付帯意見

小学校の統合について、関連事項として次の意見を付帯する。

- ① 小学校と中学校が連携した新しい教育環境に対応した特色ある学校を創造すること。
- ② 統合の前後を見守る体制（いじめ、学力問題等の懸案事項に取り組む制度や委員会の設置、教員等の専門チームの結成）を整備すること。
- ③ 少人数学級の良さを取り入れた学校づくりを実施すること。
- ④ 小学校施設整備指針に則り、学校教育で必要な施設（プール、情報機器等）を整備すること。
- ⑤ 自校方式の給食施設を整備すること。

2. 小学校の候補地の選定について

(1) 審議の主な内容

小学校の候補地の選定については、平成16～17年度に旧嘉穂町で審議されたA候補地・B候補地・C候補地と新たに大隈小学校地を候補地に加えた4つの候補地について議論が交わされた。(別紙 P8「小学校の候補地として審議された場所」参照)

① A候補地について

統合対象5小学校が集まりやすい場所に位置していること、中学校に近く小中連携が取りやすいこと、夢サイトかほと隣接し人の出入りがあること、周辺が農地であり平坦な土地で学校敷地として広く確保できる可能性がある等の長所がある反面、徒歩通学の安全面を心配する意見があること、優良な農地を壊すことになり基幹産業の農地が減少すること、豪雨時等の水害が心配される等の短所が指摘された。

② B候補地について

嘉穂中学校と隣接することにより施設の共有や小中連携が取りやすいこと、地形的に高台で水害の心配はない等の長所がある反面、山あいでの徒歩による通学安全面が心配であること、周辺に公共施設がないため地域の人達と接する機会が少なくなる等の短所が指摘された。

③ C候補地について

C候補地の長所に関する発言はなく、短所については、おおよそB候補地で指摘された内容と同様であった。

④ 大隈小学校について

嘉穂庁舎と隣接しふるくから旧嘉穂町の街並みを形成した地域であり、地域の目が行き届いた場所であること、公共用地で用地買収が不要であること、学校跡地の活用の観点からのひとつの候補地として考えに値する等の長所がある反面、現在の大隈小学校敷地のみでは狭小であること、仮に周辺の公共施設敷の敷地を含めて考えると用地は確保できるかもしれないが、総合的な判断が必要となり多くの時間を要することになる等の短所が指摘された。

(2) 審議結果

以上の審議経過を経て、本審議会では諮問事項「小学校統合の候補地の選定」に関して、次のとおり答申する。

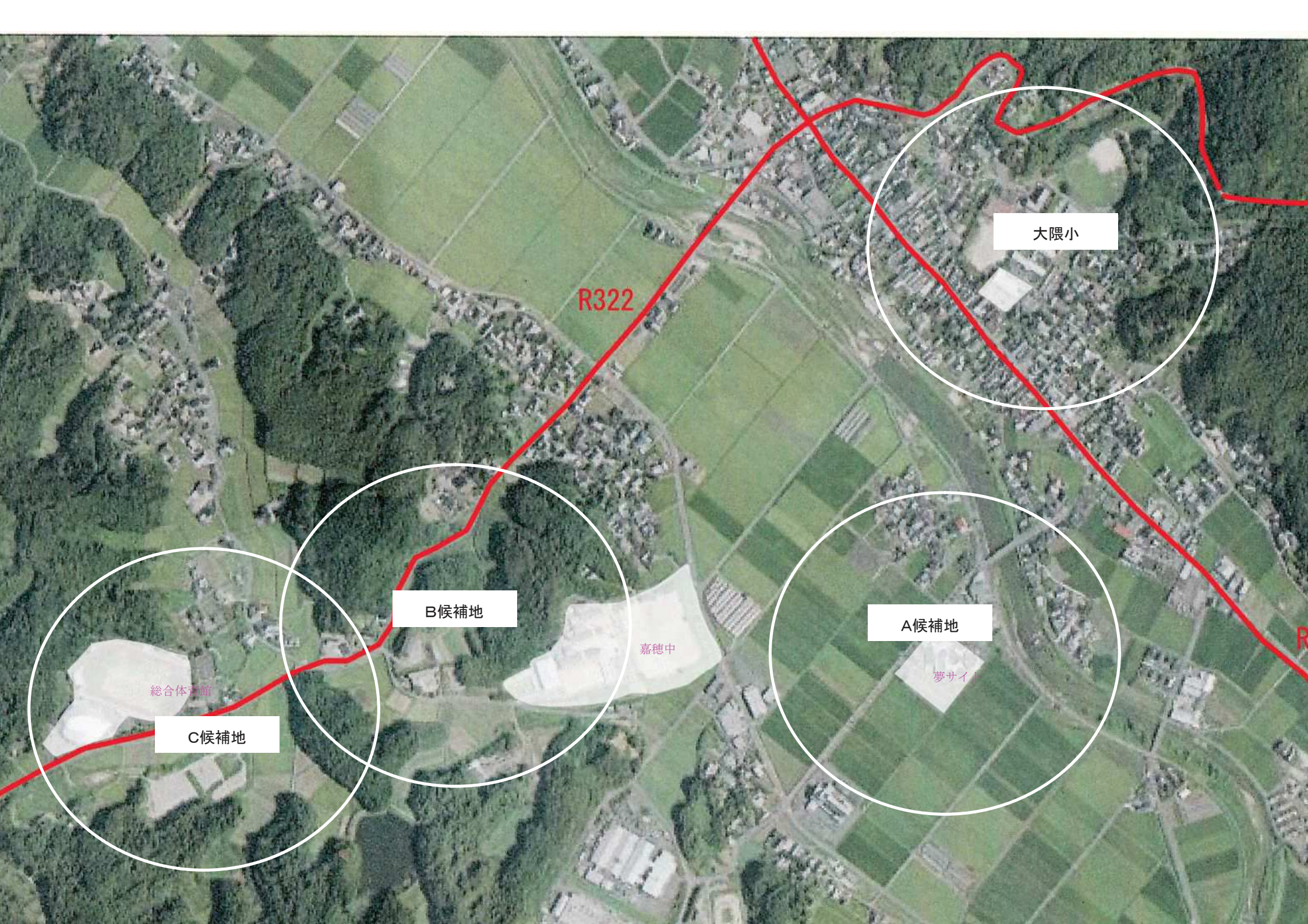
○ 小学校統合の候補地については、夢サイト周辺のA候補地又は大隈小学校地の活用が適切であるとする。

ただし、大隈小学校地の活用については、大隈小学校敷地のみでは狭小であることから現存の周辺公共施設の敷地にも影響を及ぼすこととなるため、本審議会として結論付けるのは難しく行政の判断に委ねることとする。

(3) 付帯意見

小学校の候補地の選定について、関連事項として次の意見を付帯する。

- ① 子どもの通学等で安心安全な場所であることを最優先する。
- ② 統合対象5小学校の中心で集まりやすい場所であること。
(通学距離が最短となる場所及びスクールバスの発着の利便性)
- ③ 豪雨時の水害の危険性のない場所であること、また、小学校建設が起因となる災害等が起きないように周辺地域も含めた災害対策に配慮すること。
- ④ 中学校と近接し、小中学校で連携した取り組みが可能な場所であること。
- ⑤ 学校敷地は余裕ある面積が確保できる場所であること（必要な有効面積 27,000㎡）。
- ⑥ 周辺に公共施設が存在する場所であること。
- ⑦ 新設小学校の完成を一日も早く望むものであり、早急に円滑に建設できる場所であること。



大隈小

R322

B候補地

嘉徳中

A候補地

夢サイ

総合体育館

C候補地

3. 統合後の通学対策等について

(1) 審議の主な内容

① 先進事例調査について

小学校通学にスクールバスを運行している自治体や統合により運行を実施若しくは予定している事例について調査した結果、義務教育である小学校通学に関する経費については、他自治体の例からも全額公費負担となっており、嘉徳地区小学校統合に関しスクールバス等の運行が必要になった際についても同様に全額公費負担とすべきという結論に達した。

先進事例

北九州市	学校の統合については、スクールバスの必要がない範囲で行ってきた。平成20年度に統合を予定している学校については、スクールバスを導入する（地域と約束をしている。）予定である。義務教育でのスクールバスについては全額公費負担であるべきと考えている。
飯塚市	全額公費負担。
豊前市	統廃合を行う際に地域との覚書により、全額公費負担である。現在、スクールバスと路線バス（市バス）により送迎しており、路線バスについては無料定期を交付している。
黒木町	スクールバス4台購入、4路線で運行。全額公費負担。

② スクールバス運行の範囲等について

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、小学校の設置基準はおおむね4km以内となっており、これを超えるものにあたってはスクールバス等の通学対策に関する経費については、地方交付税等の国の財源措置があることから一般的な基準は4kmであるといえる。

一方、小学校低学年児童が4kmの通学ができるかという議論では、防犯及び交通安全上難しいという議論やアンケート結果ではスクールバス運行が絶対条件である地域も多く他小学校区に統合校が設置された場合はスクールバスが必要であるという結論に達した。

その他、通学にバスを使用することによる体力の低下を懸念する発言もあり、詳細なスクールバスの運行範囲等については、小学校統合の方法や統合校の設置位置が定まった後に、地域や保護者と運営委員会を設置し検討する工夫が必要であるという結論に達した。

(2) 審議結果

以上の審議経過を経て、本審議会では諮問事項「統合後の通学対策等について」に関して、次のとおり答申する。

○ 通学する児童のために全額公費負担によるスクールバス運行を行うこと。

(3) 付帯意見

統合後の通学対策等について、関連事項として次の意見を付帯する。

- ① スクールバス送迎に関する乗車時間は25分以内を基本とすること。
- ② スクールバス実施については運営委員会を設置し検討すること。
- ③ 子どもの体力が低下しないように、ある程度の距離は徒歩で通学させる工夫をすること。
- ④ 運転者と別に運行補助員を配置すること。
- ⑤ 保護者送迎用の駐車場や待合室を設置すること。
- ⑥ 徒歩通学児童の安全確保のため通学路の整備を行うこと。
- ⑦ 通学安全対策のため市バス利用者についても全額公費負担とすること。

4. 答申にあたってのその他重要事項

(1) 少人数学級の導入について

- 統合する小学校には、学力面や人間関係づくり等に対する保護者の不安を解消するために、個に応じた手厚い教育が可能となる少人数学級を導入すること。

(2) 学童保育所、放課後子どもプランについて

- 放課後児童の健全育成又は安全で健やかな居場所づくりを推進するために地域住民の意見を聞き取り学童保育所の設置や放課後子どもプランを実施すること。

(放課後子どもプランとは)

平成19年度より、開始された制度で、地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」が一体的あるいは連携して実施され、具体的には、放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保したり、小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組が行われるものです。

(3) 跡地活用と地域活性化方策について

- 小学校がなくなることにより地域が衰退することのないように、地域住民の意見を聞き取り小学校跡地を有効に活用するなどの地域活性化に取り組むこと。

(4) 生涯学習拠点となる施設整備について

- 生涯学習の観点から施設整備について新設小学校が地域コミュニティの拠点となるよう施設の整備を行うこと。

○ おわりに

本審議会では、児童数の減少している嘉穂地区小学校の現状や将来展望を踏まえ、教育上の視点を重視し、次代を担う子ども達がたくましく心豊かに成長することを願い審議を進めてきた。

審議の過程では、小学校視察・児童数の現況と予測・施設の状況等から統合の是非に関する意見よりも、統合は必要な時期になっているという認識の中での議論が進められ、嘉穂地区の教育風土や小規模校の良さをいかした統合小学校の設置が望まれるという意見でおおむね一致したが、牛隈小学校については児童数や地理的な関係から今回の嘉穂地区の統合については様々な意見もあり、嘉穂地区小学校は統合小学校と牛隈小学校の2校制とすることとなった。

統合校の候補地の選定については、旧嘉穂町で審議されたA～C候補地と大隈小の4候補地で議論が進められ、各候補地の長所や短所に対する活発な意見の交換が行われたが、通学する子どもたちのために安心して安全な場所に建設してほしいというのが最大のキーワードであった。

統合後の通学対策等については、先進事例やスクールバス路線標準モデル案から、通学安全対策のために一定の距離以上の遠距離通学児童のためにはスクールバスを全額公費負担で行うべきとの結論に達した。

この答申はこれまでの審議の過程で意見の一致がみられたものを取りまとめたものであるが、審議の中での貴重な意見についても付帯意見として付記しており実現に努めていただきたい。

以上のとおり、小学校の統合に関して審議を行った結果、5つの小学校は統合するという結論に達したが、統合する小学校は一世紀以上にわたって地域に根ざした学校教育の場であると同時に、地域コミュニティの拠点として地域住民に愛され続け、いまだ文化的、精神的求心力を持っている。

よって、このような地域の中核である学校を失いたくないという地域の強い気持ちも少なくない。

また、統合やむなしという結論に達したが、我々審議委員にとっても地域から小学校がなくなることは、母校がなくなり、地域の名前がまたひとつ消え、心のよりどころを失うようで一抹の寂しさを感じざるを得ないものである。

しかし、今回の結論は社会変化への対応であり、それぞれ学校の歴史の通過

点でもあり、また出発点でもあると考える。

統合にあたっては、地域の小学校の存在を大事に思う気持ちに配慮し、住民、学校及び行政が情報を共有し協力しあいながら、「統合してよかった」・「統合校に行きたい」といわれるような学校づくりを進めてほしいと願う。

最後に、この答申が嘉穂地区小学校児童の心身ともに健やかな成長に寄与し、嘉穂地区小学校の教育環境の整備及び学校教育の充実に役立つことを切に願うものである。

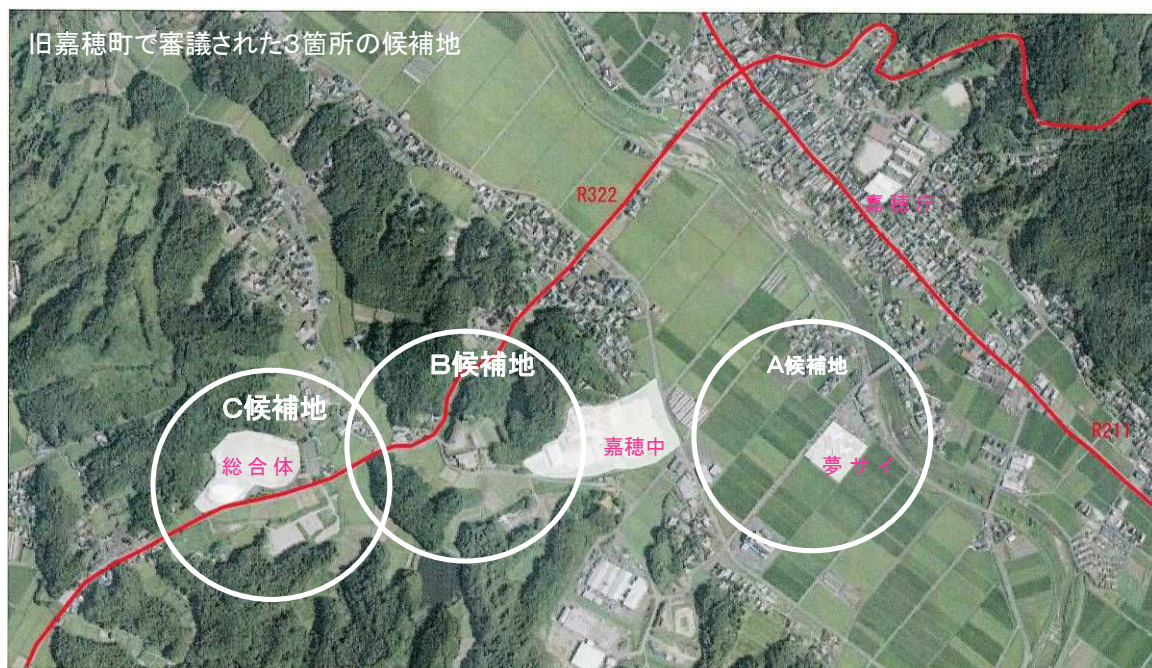
○ 資料

旧嘉穂町答申書

答申書（小学校統合に関する主な審議結果を抜粋）

平成17年5月25日 嘉穂町文教施設総合計画審議会

- ・ 嘉穂町立小学校の再編計画として、1校とすることを基本方針とする。
- ・ 統合にともない通学距離が長くなり、通学に要する時間と児童の疲労や安全について十分配慮し、スクールバスや路線バスの対策や配置等が第一条件である。
- ・ 小学校関連施設候補予定地はA候補地とする。



旧嘉穂町で審議された統合小学校の候補地

諮問文

嘉教総第100号
平成19年10月26日

嘉麻市嘉穂地区小学校統合施設整備審議会
会長 伊藤幸雄 殿

嘉麻市教育委員会

嘉麻市嘉穂地区小学校統合施設整備について（諮問）

昨今の社会経済情勢は、少子高齢化、情報化、家族のあり方などが大きく変化し、地方教育行政を取り巻く環境は、様々な課題が生じております。

本市の学校教育環境におきましても、特に少子化に伴う児童・生徒数の減少や国の地方税財政改革に伴う制度改革等により、財政環境が一段と厳しさを増す中、自ら学び、自ら考える個性重視の取り組みなどをはじめ新たな教育ニーズに応じた教育施策及び教育環境の改善・充実に早急な対応が求められている状況であります。

そのような状況の下、本市嘉穂地区における小学校教育環境の現状は、児童数の減少傾向、現行の複式学級の導入の現状、児童の社会性や集団性の育成・助長等の望ましい教育環境の確保、小学校施設の整備状況などにかんがみ、現状の課題や問題点を的確に把握しつつ、中・長期的な展望も踏まえた同地区の小学校統合に関する施設整備の指針を定めることが喫緊の課題となっております。

以上のことから、本委員会は、嘉麻市嘉穂地区の小学校統合施設整備に関して下記の3事項を中心課題として貴審議会のご意見を賜りたく諮問させていただきます。

貴審議会におかれましては、同地区の家庭・学校・地域における現状や課題をはじめ地域市民の意向に関しても十分調査・審議をいただき、中・長期的展望も踏まえ、最も適した同地区の小学校統合施設整備について答申いただきますようお願い申し上げます。

記

◎嘉麻市嘉穂地区小学校統合施設整備について

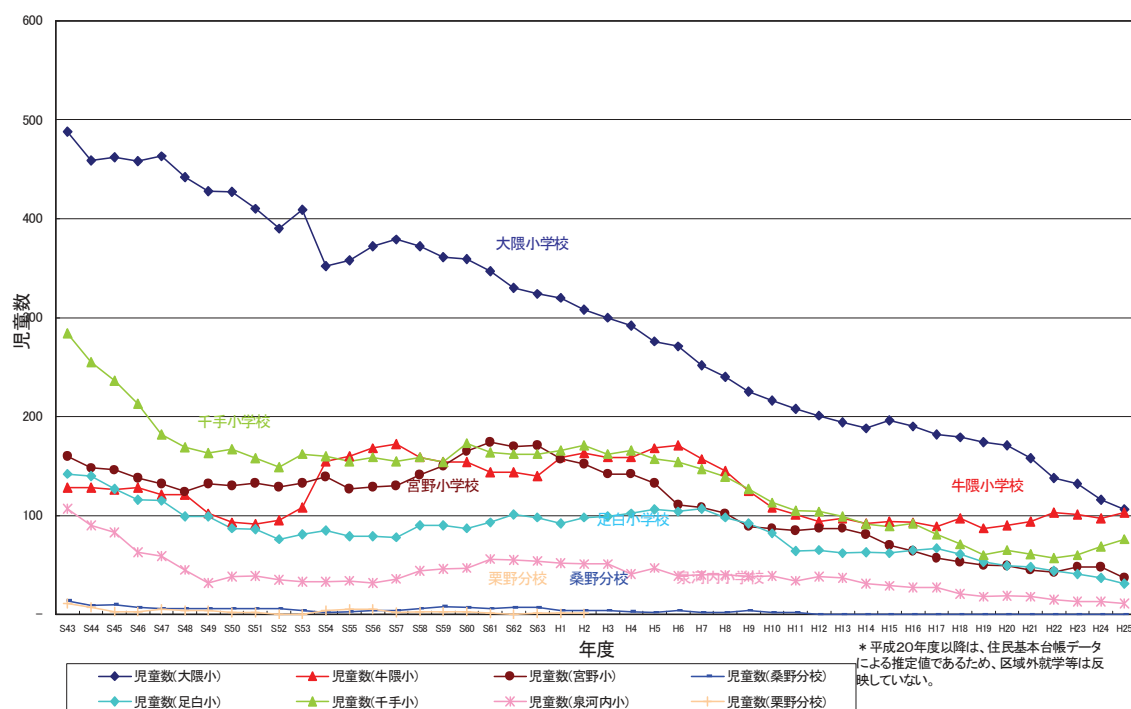
- 1 小学校統合の方法について
- 2 小学校の候補地の選定について
- 3 統合後の通学対策等について

嘉穂地区6小学校の現状

(1) 児童生徒数の推移

急速に進展する少子高齢化社会により、全国的に児童数は減少しており、嘉穂地区においても下図に示すとおり同様の傾向である。

総体的に児童・生徒数は年々減少傾向にあり、規模の小さな学校は増加し、学校によっては複式学級を余儀なくされている状況にある。



嘉穂地区小学校の児童数の推移

(2) 学校施設の概要

大隈小学校

施設区分	建築年月	建築区分	階数	面積 (㎡)
本校舎 (教室棟)	S39.7	鉄筋コンクリート	1	878
本校舎 (管理棟)	S41.3	鉄筋コンクリート	2	887
給食室	S43.4	鉄筋コンクリート	1	113
屋内運動場	H2.2	鉄筋コンクリート	2	1347

牛隈小学校

施設区分	建築年月	建築区分	階数	面積 (㎡)
本校舎(管理棟)	S56.1	鉄筋コンクリート	2	1518
本校舎 (特別教室棟)	S56.1	鉄筋コンクリート	2	480
屋内運動場	S57.2	鉄骨	1	680

宮野小学校

施設区分	建築年月	建築区分	階数	面積 (㎡)
本校舎	S58.2	鉄筋コンクリート	2	1824
屋内運動場	S53.12	鉄骨	1	653

足白小学校

施設区分	建築年月	建築区分	階数	面積 (㎡)
本校舎	H7.3	鉄筋コンクリート	2	1718
特別教室	S59.12	鉄骨	2	210
屋内運動場	S56.2	鉄骨	1	680

千手小学校

施設区分	建築年月	建築区分	階数	面積 (㎡)
本校舎(教室棟)	S42.3	鉄筋コンクリート	2	479
本校舎(管理棟)	S44.4	鉄筋コンクリート	2	937
屋内運動場	S59.2	鉄骨	1	680

泉河内小学校

施設区分	建築年月	建築区分	階数	面積 (㎡)
本校舎 (管理教室棟)	S40.3	鉄筋コンクリート	2	568
本校舎 (特別教室棟)	S42.3	鉄筋コンクリート	1	136
屋内運動場	S58.2	鉄骨	1	680

審議会条例

嘉麻市嘉穂地区小学校統合施設整備審議会条例

(設置)

第1条 嘉麻市嘉穂地区(以下「嘉穂地区」という。)の小学校統合による施設整備のため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市嘉穂地区小学校統合施設整備審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、嘉麻市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、嘉穂地区の小学校統合による施設整備に関し必要な事項の調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 嘉穂地区の各小学校区内の関係行政区の区長又は当該行政区の推薦する者 6人以内

(2) 嘉穂地区の各小学校PTAを代表する者 6人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る調査審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(会議)

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第8条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、教育委員会が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでの間とする。
(庶務)

第9条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

審議会条例施行規則

嘉麻市嘉穂地区小学校統合施設整備審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市嘉穂地区小学校統合施設整備審議会条例（平成19年嘉麻市条例第27号）第10条の規定に基づき、嘉麻市嘉穂地区小学校統合施設整備審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集通知)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議案件を委員に通知しなければならない。

(会議録)

第3条 議長は、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した事件の件名及び議事経過
- (4) 議決した事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。